

市内在住の障害者を雇用する 中小企業者等に奨励金を交付します

- 交付期間 障害者を新たに雇用した月から 1年間
- 交 付 額 1人につき 最大20万円
(雇用期間6か月ごとに、10万円を上限に2回交付)
※ 予算の範囲内で交付します
- 交付回数 1事業者につき 1年度に6回まで

【対象事業者・要件等】 (次のすべてに該当する必要があります)

- 市内に事務所、事業所又は営業所を有する「中小企業者」又は「その他法人」※1で、次の要件を満たすもの
- ① 1年以上の事業実績がある
 - ② 風俗営業等を営んでいない
 - ③ 市税の滞納がない
 - ④ 市内に住民登録のある対象労働者※2の雇用が①～④のとおり
 - ① ハローワークの紹介を受けている
 - ② 雇用保険法の被保険者となっている
 - ③ 1週間当たりの労働時間が20時間以上である
 - ④ 雇用が継続している

※1 中小企業者に該当しない、常時雇用する従業員の数が100人以下の法人

※2 身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者

◆ 制度の詳細は、ホームページをご覧ください

【ホームページのご案内】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/shushoku/chushokigyo/1012044/1012058.html>



お問い合わせ・申請受付

川越市 産業観光部 雇用支援課

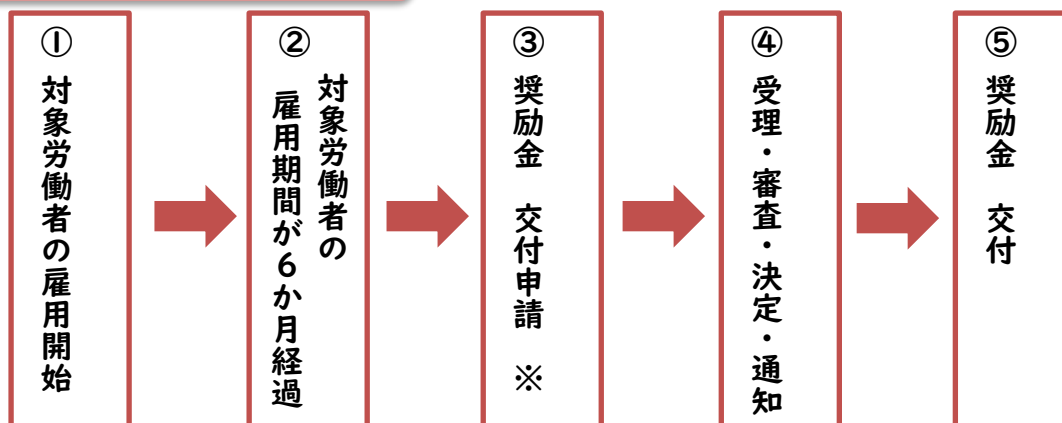
〒350-1123 川越市脇田本町8-1 U_PLACE3階
川越市民サービスステーション内

TEL : (049) 238-6702

FAX : (049) 238-6703

奨励金交付の流れ

(2回目は②から⑤まで)



※ 交付申請の期限は、雇用期間6か月の満了日の属する月の翌々月の末日です（申請書の提出期限を過ぎた場合、その対象労働者に係る奨励金の交付申請をすることができません）

【参考：申請書の提出期限の例】

雇用開始日	申請書の提出期限
令和7年9月1日	雇用期間6か月の満了日（令和8年2月28日）の属する月（2月）の翌々月の末日 → 令和8年4月30日
令和7年9月10日	雇用期間6か月の満了日（令和8年3月9日）の属する月（3月）の翌々月の末日 → 令和8年5月31日

交付申請の方法

●川越市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して、期限までに提出してください

- ① 申請者が市内に事務所、事業所又は営業所を有する「中小企業者」あるいは「その他法人」に該当することを明らかにする書類（申請日前3か月以内に発行された法人の登記事項証明書、同証明書のコピー など）
- ② 市税の滞納がないことを明らかにする書類（「納税証明申請書兼証明書」）
- ③ 対象労働者であることを明らかにする書類（身体障害者手帳のコピー、療育手帳のコピー、精神障害者保健福祉手帳のコピー（いずれも期限のある場合は期限内のもの） など）
- ④ 対象労働者が市内に在住していることを明らかにする書類（補助対象となる6か月間（単位期間）、継続して市内に在住していることがわかる住民票の写し（コピー不可） など）
- ⑤ 対象労働者についてハローワークの紹介を受けて雇い入れたことを明らかにする書類（ハローワークが発行する紹介状のコピー）
- ⑥ 対象労働者の雇用契約書のコピー
- ⑦ 対象労働者の雇用保険資格取得等確認通知書のコピー
- ⑧ 補助対象となる6か月間（単位期間）における対象労働者の賃金の支払額を明らかにする書類（賃金台帳 など）
- ⑨ 賃金の支払時期を明らかにする書類（就業規則 など）

※ 上記のほか、書類の提出をお願いする場合があります

※ 交付申請時の添付書類は、申請日現在の状況（①～④）、補助対象となる6か月間（単位期間）の状況（⑤～⑨）を反映したものを提出してください

※ 2回目の交付申請時に、上記の添付書類（②を除きます）の内容に変更がない場合は、省略が可能です

◆ ご不明な点がございましたら、雇用支援課にお問い合わせください